別紙

答申第１４８号

第１　審査会の結論

岡山市教育委員会（以下「市の機関」という。）が行った令和６年１月２６日付け岡教支第６６２－１号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第２　審査請求及び諮問の経緯

１　本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和６年１月１２日、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、市の機関に対し、「令和５年７月１４日に岡山市立〇〇中学校で開催された〇〇〇〇に係るいじめ重大事態を話し合った同中学校第１回いじめ防止対策委員会における会議録等の記録文書の全て」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件請求に対し、市の機関は、対象文書として、委員会開催要項、いじめについての概要、委員会記録用紙及びいじめの重大事態の発生報告（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうちの一部に法第７８条第１項第６号に該当する不開示情報が含まれていたことから、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

３　上記決定を受けた請求人は、市の機関に対し、令和６年２月５日付け

で本件処分に対し、処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　市の機関は、令和７年４月９日付けで、本件審査請求の取扱いについて、法第１０５条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第３　請求人の主張及び市の機関の主張要旨

１　請求人の主張要旨

審査請求書、反論書によると、請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

○○中学校におけるいじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）の議事録の全開示を求める。７月１４日の同会は○○中が外部機関を招聘して本件重大事態を協議した唯一無二の会である。岡山市のいじめ基本方針や文科省のいじめガイドラインでは、「委員会で話し合われた対応方針や専門的見地からの示唆を被害生徒とその保誰者に説明して納得を得る」とある。不開示では、専門的見地からの支援を理解することも同意することもできない。そして、調査主体である同中学校の取り組みが客観的に評価できないからである。外部機関の発言を開示しないのは全く不当である。

第一に、教育支援課長には、弁明書作成の資格がない。

第二に、本件は市長案件であり、その家族に報告する責務がある。

第三に、全ての情報は被害生徒の安心安全に優先されるべきものである。岡山市のいじめ基本方針にも、文科省のいじめ防止ガイドラインでも「いじめ防止対策委員会で話し合われた対応方針や専門的見地からの

示唆を被害生徒とその保護者に説明して納得を得る」とある。

第四に、出席者の所属・氏名は非開示としても、内容をするべきではない。

全ての情報は被害生徒の安心と安全を確保するために優先されるべきはずのものです。「子どもは個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、最善の利益が優先して考慮されること（子ども基本法）」とあります。「いじめ」は「極めて重大な人権侵害」です。これを解決せずして、組織や個人の保身を謀る隠蔽は絶対に許されません。

2　市の機関の主張要旨

弁明書によると、市の機関の主張は、おおむね次のとおりである。

委員会記録用紙にある協議内容は、会議の決定・判断そのものではなく、いじめ防止対策委員会に参加した外部関係機関の専門家からの率直な意見等が具体的に記録されている。事案対応のための検討は、このような意見を基に協議を積み重ねる中で鮮明化していくものである。そのような情報が公開されることになれば、会議に参加した委員の自由かつ率直な意見交換ができなくなるおそれがあると評価できる。

したがって、協議内容は、法第７８条第１項第６号の情報に該当するといえることから、不開示情報にあたる。

なお、請求者は「岡山市のいじめ基本方針や文科省のいじめガイドラインでは、同会で話し合われた対応方針や専門的見地からの示唆を被害生徒とその保護者に説明して納得を得るとある。不開示では、専門的見地からの支援を理解することも同意することもできない。」「中学校の取組が客観的に評価できない」と述べているが、協議内容は、法第７８条第１項第６号

の情報に該当するといえるため、本件不開示部分は公開に該当しないと考える。

第４　審査会の判断

市の機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

１　基本的な考え方

請求人は、審査請求書及び反論書において、本件公文書の不開示部分全てを開示するよう求めている。また、法令や行政機関が発出した通知等を参照し、開示すべき理由として主張しているため、当審査会においても関係する法令や資料を参照しつつ、当号に係る不開示部分の該当性を検討する。

２　法第７８条第１項第６号の該当性について

法第７８条第１項第６号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることができる規定である。このうち、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指し、「率直な意見の交換若

しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指すと解される。また、審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第１項第６号に該当するかどうか判断する必要があると考えることとなる。

当審査会で本件公文書を見分したところ、当号に該当するものとして不開示とされている情報は、委員会記録用紙の参加者の発言内容に関する記載であった。少なくとも本件請求時点において、委員会の調査が継続している段階であったことに鑑みると、どの参加者がどういった発言をしたかを開示することにより、委員会に対し干渉や働きかけが行われ、委員会における参加者の自由かつ率直な意見交換が不当に損なわれ、公正な判断が困難となるなどの可能性を否定できない。

３　重大事態に関する説明について

請求人が反論書において、岡山市のいじめ基本方針や文部科学省のいじめガイドラインでは、「委員会で話し合われた対応方針や専門的見地からの示唆を被害生徒とその保誰者に説明して納得を得る」と記載されていると言及しているため、２で述べた該当性の検討に影響があるかをみる。

当審査会において、請求人が言及する文書について市の機関に確認し参照したところ、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改訂平成２９年３月１４日））及

び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省、令和６年８月改訂版）では、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「いじめ防止法」という。）第２８条の定める「重大事態」の対応として、同条第２項の規定にあるように、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任があるものと説明している。社会通念上、また、いじめ防止法の規定ぶりからして、重大事態に位置づけられる事態への対応として、被害児童生徒及びその保護者に対する説明が適切に行われることが求められていることは明白である。もっとも、この重大事態に関する情報提供にあたっては、法に基づき判断されるものである旨も言及されている。すなわち、本件処分にあたっては、重大事態であることが直接、開示・不開示に影響するとは言い切れず、あくまで法に則り、情報提供が為されるべきものと解される。したがって、法第７８条第１項第６号により不開示とした部分の開示の判断に影響するとは考え難い。

その他縷々請求人は主張しているが、審査会として言及すべき点は見受けられなかった。

これらを総合的に勘案すると、当該記載を不開示とした市の機関の判断に影響するまでの要素があるとはいえず、法第７８条第１項第６号に該当するとした市の機関の判断に不合理な点があるとは言えない。

４　結論

以上の理由により、当審査会は、「第１　審査会の結論」のとおり判断す

るものである。

５　付言

請求人も言及しているところであるが、貴庁の弁明書は審査請求があってから９か月強の期間を経過したのちに提出されている。

このことは、第４記載の当審査会の判断に直接影響するものではない。しかしながら、行政不服審査法に基づく審理の迅速化の要請を考慮し、審査請求に係る処分の性質等に応じた適切な期間を設定し、円滑な審理手続きを図られたい。

第５　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和　７年　４月　９日	諮問書の収受
令和　７年１０月２４日	審議
令和　７年１１月　６日	処分庁から関係資料収受
令和　７年１１月１９日	審議
令和　７年１２月２２日	審議
令和　８年　１月２６日	審議
令和　８年　２月　４日	答申